

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第4回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成19年11月16日(金) 15時30分から
3 開催場所	さいたま市役所 別館2階 特別会議室
4 出席者名	利根会長、荻野委員、貝山委員、金子委員、 坂本委員、高村委員、福田委員
5 議題及び公開・非公開の別	議題 「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の 給料の額について」の答申書作成 【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	報道関係者 なし 一般傍聴者 なし
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成19年度 第4回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成19年11月16日(金) 15時30分～16時10分
- 2 場 所 さいたま市役所 別館2階特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 荻野 廣子 委員 高村 具爾 委員
貝山 道博 委員(職務代理) 利根 忠博 委員(会長)
金子 福治 委員 福田 博之 委員
坂本 和哉 委員
(欠 席) 青島 朋子 委員 川本 宜彦 委員
青島 祐子 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長
人事部次長 給与課長 外4名
 - (3) 議会事務局 事務局長 参事兼総務課長
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目 議題 「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の答申書作成
- 6 議事の経過
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 審議事項
「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の答申書作成
 - (4) 答申書原案作成にあたっての基本的な考え方の説明
 - (5) 第4回会議資料の説明
 - (6) 各委員からの意見聴取
 - (7) 答申書を決定する上での最終確認
 - (8) 閉会

7 審議の内容

(1) 会長より答申書原案作成にあたっての基本的な考え方を説明

- ・ 市議会議員の報酬及び市長、副市長の給料の引下げ額をどの程度とすることが望ましいか、改定の根拠となる国の通知に沿って、貝山職務代理者と協議を行った。
- ・ 他の政令指定都市との均衡では、全政令指定都市の平均額との較差率において、議長は同額、議員は平均額を若干上回っているが、市長、副市長及び副議長は、いずれも平均額を下回る結果となる。
- ・ 行政規模等がほぼ同程度のいわゆる類似団体の7政令指定都市の平均額との較差率では、いずれも平均額を上回る結果となる。
- ・ 上記の結果から、基本的には当該類似団体との均衡を考慮し、引下げが必要であると判断した。

引下げ率としては、平成16年度から現在に至るまでのさいたま市一般職職員の給与改定と給与の抜本的な見直しに伴う給与水準の引下げを合わせたマイナス5.16%が最も合理的な数字であり、当該率による引下げ額を答申額(案)としたところである。

- ・ 改定期間については、引下げという観点から、議会日程を踏まえ、できるだけ早い時期ということで、平成20年1月1日とした。

(2) 第4回会議資料の説明

① 事務局より配布資料等の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第4回資料>」
- ・ 配布資料「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について(答申)」(案)
- ・ 第4回資料については、会長及び職務代理者の指示により、答申書原案を補足する説明資料として作成したことを説明。

② 委員の意見・質問

- ・ なし

(3) 審議事項

議題 「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の答申書作成

- ・ 各委員に事前に配布した答申書原案について、第4回資料の事務局の説明を踏まえ、各委員の意見等をお願いする。

① 委員の意見・質問(欠席委員の意見を含む)

ア 答申書原案については妥当であると考えている。

イ 第4回資料「政令指定都市の特別職の給料等一覧(改定案を実施した場合)」の市長の給料月額について、全政令指定都市中、改定

- 後のさいたま市の順位が14位となることを考えると、もう少し引下げの改定率を下げてもよかったのではないか。
- ウ 同資料の議員の報酬月額について、議長、副議長、議員との間に報酬月額の格差がもう少しあってもよかったのではないか。最終的には、議員の報酬月額を80万円まで下げればよかったと考える。
- エ 答申書原案は妥当で納得性があると思われる。
- オ 引下げ額が市長の6万7千円から副市長及び議長が5万3千円、副議長が4万7千円、議員が4万3千円と段階的に引下げ額が少なくなっており、絶対額とその配分及びバランスが妥当である。
- カ 第4回資料「政令指定都市の特別職の給料等一覧（改定案を実施した場合）」における類似政令指定都市中、市長及び副市長の改定後の順位が8市の中で6位、議長、副議長及び議員が5位となり、8市の中で中位よりやや下の順位であることから、納得性及び妥当性があると思われる。
- キ 平成20年1月1日の改定時期については望ましいことであり、市長及び議員等にとって引下げの改定は痛みを伴うものだが、その反面、市長及び議員等も率先して引下げに協力する姿勢を示すためには、改定時期を先延ばしにするのではなく、早期に改定を実施することが、市民へのアピールとなるのではないか。
- ク 答申書原案について、さいたま市一般職職員の給与改定率マイナス5.16%を一つの目安にするとともに、他の政令指定都市との均衡等を総合的に検討しているところから説得力がある。
- ケ 答申書原案については妥当であり、市長及び議員等については、地域のため及び市民のために率先して職に就いていることから、さいたま市一般職職員の給料の引下げ改定を勘案した場合、同様の引下げ改定を実施することは妥当なことである。
- サ 市長及び議員等の給料額等について検討する場合、一番大切なことはさいたま市一般職職員とのバランスを中心に考えるべきであり、類似政令指定都市との比較も欠かせない視点ではあるが、今回は結果的に、さいたま市一般職職員の給与改定率マイナス5.16%を適用することにより、類似政令指定都市の平均額とほぼ同額の答申額となったところである。
- シ さいたま市の財政状況が健全な水準にある中で、市長及び議員等の給料額等の減額を実施すれば、市民からも高い評価を受けるのではないか。
- ス 答申書原案について、全体的な数値としては妥当であると考えますが、市長の給料月額について、全政令指定都市中、改定後の順位が

14位となることは、市長の給料月額だけ低すぎたのではないかと考える。

セ 答申書原案について、原案どおりで構わない。賛成である。

(4) 会長による答申書を決定する上での最終確認

- ・ 答申の額及び改定時期については、各委員から基本的には答申書原案のとおりで妥当との意見である。
- ・ 答申書原案における答申までの審議経過及び審議項目に係る記載についても、各委員から特に異議はなしとの意見である。
- ・ 本審議会として、市長から諮問のあった「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」は答申書原案のとおり答申することとする。

(5) 閉会にあたり会長より挨拶等

- ・ 各委員の協力により、本日、答申書をまとめることができた。
これまでの各委員の活発な意見、審議に感謝するとともに、無事に会長職を務めることができたのも、各委員の協力及び職務代理者の力添えによるものであり感謝する。
- ・ 事務局を代表して総務局長より挨拶。
- ・ 事務局より答申書（写し）を各委員へ配布。
- ・ 本日、午後4時30分より利根会長並びに貝山職務代理者から市長へ本審議会の答申を行うことを事務局より連絡。

(6) 閉会

平成19年12月12日

会長 利根忠博